

平成30年度 学校いじめ防止基本方針

伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 「たった一言が人の心を傷つける たった一言が人の心を暖める」をスローガンに生徒も教師も人権感覚の豊かな学校づくりを推進する。
- (2) 本校では生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるようにいじめ防止のために適切な対策を講ずる。
- (3) 本校教職員はいじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに組織的に対応する。

2 校内組織

- (1) 本校は「四ツ葉学園いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を組織的かつ実効的に行う。
 - ①委員長 校長
 - ②委員 教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、学年教育相談担当※個々の事案に応じ担任、部活動顧問、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラーを構成員に加える。
- (2) 本校は「生徒指導委員会」を設置し、生徒の情報交換を定期的に行い、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を組織的かつ実効的に行う。
【構成員】生徒指導主事、副生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談主任

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表1（学校いじめ防止プログラム）及び、別表2（学校いじめ防止マニュアル）のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取り組みを行う。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに市教育委員会に報告し、指示を受け連携して対応する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒及びその保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- (2) いじめにより生徒が相当の時期※、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

※ 相当の時期とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7 その他留意事項

- (1) 日頃から、生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかどうかを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - ② いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に理解させるとともに、SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。

四ツ葉学園中等教育学校いじめ防止プログラム

| 月 | いじめ未然防止の取組 (生徒対象) | いじめ早期発見の取組 (生徒及び保護者対象) | いじめ対策委員会 (教職員の取組) | 校内研修 (教職員の取組) |
|-----|--|---|---|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 全校集会における、学校いじめ防止基本方針、いじめ対策委員会及び相談窓口の説明(9日) 新入生歓迎会における人間関係づくり(10日) 生徒主体のいじめ防止活動年間計画の説明 携帯ネットマナー教室(27日) | <ul style="list-style-type: none"> 学校内外の相談窓口の周知(初旬) 教育相談だより発行(15日) 校内巡視(10日～27日) 二者面談(16日～27日) スクールカウンセラー面談 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 把握したいじめ事案への対応及び指導・支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 全校集会での説明及び指導 いじめ防止強化月間における活動の検討 校内研修内容の検討 | 校内研修① [いじめの認知について教職員間で定義の確認と事例研修・共通理解] ・携帯ネットマナー教室 |
| 5月 | 【いじめ防止強化月間】 <ul style="list-style-type: none"> のぼり旗の設置 登下校時挨拶運動(15日～18日) 生徒総会におけるいじめ防止宣言(16日) 三者面談(29日～7/4日) | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート(15日～18日) 教育相談週間(15日～18日) 教育相談だより発行(15日) P T A総会における、学校いじめ防止基本方針、いじめ対策委員会及び相談窓口の説明(19日) スクールカウンセラー面談 三者面談(29日～7/4日) | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート結果の分析 | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に係る活動(39パズルづくり) いじめ防止フォーラム参加(13日) スマホ利用ルールに係るLHR | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談だより発行(15日) スクールカウンセラー面談 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止フォーラム成果発表会の内容検討 「いじめ防止、スマホ利用ルール」に係るLHRの内容検討 | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 非行防止教室(後期6日、前期9日) 全校集会における、いじめ防止フォーラム成果発表会(20日) 二者面談(12日～19日) | <ul style="list-style-type: none"> 二者面談(12日～19日) リーフレット「いま、悩んでいる君へ」配布 スクールカウンセラー面談 校内巡視(2日～20日) | <ul style="list-style-type: none"> 夏季休業前の全体指導 | 校内研修② [いじめの事例検討] |
| 8月 | | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談だより発行(15日) | | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に向けたポスター作り(生活委員会) | <ul style="list-style-type: none"> 校内巡視(3日～28日) スクールカウンセラー面談 | <ul style="list-style-type: none"> いじめに係る生徒意識調査の内容検討 | 校内研修③ [自殺防止事例検討] |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> 全校集会におけるいじめ防止ポスターコンクールへの参加呼び掛け | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間(9日～19日) スクールカウンセラー面談 学校生活アンケート(15日～19日) 教育相談だより発行(15日) | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート結果の分析 | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> 情報モラル講習会(2日) | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談だより発行(15日) スクールカウンセラー面談 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止強化月間における活動の検討 学校生活アンケート結果の分析 | ・情報モラル講習会 |
| 12月 | 【いじめ防止強化月間】 <ul style="list-style-type: none"> 人権教室(5日) のぼり旗の設置 登下校時挨拶運動(10日～14日) | <ul style="list-style-type: none"> 校内巡視(3日～21日) スクールカウンセラー面談 学校生活アンケート(10日～14日) | <ul style="list-style-type: none"> 冬季休業前の全体指導 校内いじめ防止標語コンクールの内容検討 | |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> 校内いじめ防止標語コンクール | <ul style="list-style-type: none"> 二者面談(8日～18日) 教育相談だより発行(15日) スクールカウンセラー面談 教育相談だより発行(15日) | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等の取組の評価に係る調査の内容検討 いじめ防止未来会議に向けての検討会 | 校内研修④ [特別な支援を要する生徒の指導について] |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> 校内いじめ防止標語コンクール優秀作品の校内展示 いじめ防止未来会議(5日) | <ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間(〇日～〇日) 校内巡視(1日～28日) スクールカウンセラー面談 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等の取組状況に係る調査結果分析 | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 次年度の生徒主体のいじめ防止活動年間計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート(11日～15日) | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート結果の分析・春季休業前の全体指導 今年度の活動の総括と次年度に向けたプログラムの見直し | |

四ツ葉学園中等教育学校いじめ対応マニュアル

1 共通認識事項

- ・日頃から教職員間の情報共有を密に行うとともに、特定の教職員のみで対応せず、組織として、四ツ葉学園いじめ対策委員会（以下いじめ対策委員会）が対応する。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめを行った生徒の成長を支援する観点を持ち、保護者と連携して指導・支援に当たる。
- ・必要に応じて、伊勢崎市教育委員会、スクールカウンセラー及び関係機関等と連携して指導・支援に当たる。

2 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応（枠下の記載は留意事項）

① 教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。

- ・生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つ。
- ・生徒等からの訴え、アンケート調査、生徒観察、面談等から、積極的にいじめやいじめの兆候等を把握するよう努める。

② 把握した教職員は、速やかに、いじめ対策委員会へ報告する。

- ・放課後や週休日等であっても、管理職や生徒指導主事等へ報告する。

③ いじめ対策委員会は、速やかに、関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者等へ連絡する。

- ・調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署へ相談・通報する。
- ・「いじめ防止対策推進法」第28条に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに、伊勢崎市教育委員会学校教育課へ報告する。
- ・保護者の理解や納得を得た上で調査等を行うよう努める。

④ いじめ対策委員会は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

- ・生徒の特性等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等と連携して対応する。
- ・SNS等が介在する事案等については、全校生徒への指導についても検討する。

⑤ いじめ対策委員会は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

- ・保護者の理解や協力を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑥ いじめ対策委員会は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

- ・いじめを受けた生徒への心のケアやいじめを行った生徒の成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。
- ・特に配慮が必要な生徒については、保護者との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

⑦ いじめ対策委員会は、関係生徒の保護者等へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑧ いじめ対策委員会は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた生徒及びその保護者へ確認した上で判断する。
- ・最終後も、引き続き関係生徒を注意深く見守るとともに、定期的に、学校生活の様子等を保護者に連絡する。